

遺留分権利者 宅建 H17-12-4 《#576》

【問】 正誤をつけよ。

法定相続人が配偶者Aと子Bだけである場合、Aに全財産を相続させるとの適法な遺言がなされた場合、Bは遺留分権利者とならない。

【答え】 誤り

《ポイント》 遺留分権利者【宅建 ★基本頻出】

兄弟姉妹以外の相続人(配偶者・子・直系尊属)が、遺留分権利者となりうる

⇒ 兄弟姉妹に、遺留分はない